

## 厚岸町議会 第1回定例会

平成22年3月16日  
午後1時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、石澤議員、1番、音喜多議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会を、本日午前10時47分より行いましたので、その報告を申し上げます。  
今回の議案につきましては、議件1、意見書案についてであります。  
意見書案第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書、ちょっと待って。  
済みません。ちょっと休憩してください。
- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時02分休憩

午後1時03分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
- 谷口委員長 申しわけありません。  
議件1、意見書案についてであります。  
(1)意見書案第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書についてであります。審査方法は、本会議において行います。  
議件2、追加議案についてであります。  
議案第36号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算についてであります。審査方法は、本会議において行います。

以上であります。

- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。  
平成23年度 8 会計予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後 1 時04分休憩

午後 4 時22分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第 3、議案第 3 号 平成23年度厚岸町一般会計予算から、議案第11号 平成23年度厚岸町病院事業会計予算まで、以上 9 件を再び一括議題といたします。
- 議長（南谷議員） 本 9 件の審査については、平成23年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長からの報告を求めます。  
1 番、音喜多委員長。
- 1 番（音喜多委員長） 平成23年度各会計予算審査特別委員会に付託されました、議案第 3 号 平成23年度厚岸町一般会計予算など、9 件の審査につきましては、8 日から本日までの 6 日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。  
以上、審査報告といたします。
- 議長（南谷議員） 初めに、議案第 3 号 平成23年度厚岸町一般会計予算についてお諮りいたします。  
委員長の報告は、原案可決であります。  
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。  
議案第 4 号 平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。  
委員長の報告は、原案可決であります。  
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成23年度厚岸町下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成23年度厚岸町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成23年度厚岸町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成23年度厚岸町病院事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第35号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第35号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容であります。主に平成22年10月8日、政府において閣議決定された円高デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づき、厚岸町へ配分された地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金が、去る1月28日開会の臨時会で提案可決された1次配分に加え、去る3月4日追加配分が内定したことから、追加補正計上するものでございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,205万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,704万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では2款2項、歳出では3款3項にわたって、それぞれ1,205万7,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金1,155万2,000円の増。地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金1,155万2,000円を加え、補正後額は2,310万4,000円となるものでございます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金50万円の増。東京都、樋田恵一様からの寄附でございます。3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金5,000円の増。厚岸町、匿名者からの寄附でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて7ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目財政管理費186万1,000円の増。減債基金積立金でございます。当基金の年度末現在高は、5億1,809万6,000円となるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費、地域生活支援財源内訳補正でございます。

11ページ。9款教育費、5項社会教育費、6目情報館運営費1,019万6,000円の増。情報館図書視聴覚資料整備1,010万円の増。図書館バス整備事業、車両購入に伴う登録手数料など9万6,000円の増とし、補正後額1,322万1,000円となるものでございます。

なお、地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金総額2,310万4,000円は、この2事務事業2,332万1,000円への交付金として申請をしており、充当後は補正財源として135万6,000円が余剰となるため、その分を含めて減債基金に積み立てするものでございます。

また、情報館図書視聴覚資料の購入費1,010万円は、平成23年度当初予算に計上の同資料購入費と同額であり、この補正予算を平成23年度に繰越執行することとし、平成23年度予算分は執行停止といたしまして、次期開催の協議会において減額補正する措置をとりたく、ご了承願うものでございます。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。

追加であります。

国の地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金を充当して行う起債の情報館図書視聴覚資料整備1,010万円を、国の繰越承認を受けて翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものでございます。また、変更は、図書館バス整備事業を1,322万1,000円に増額変更するものでございます。

なお、今回の補正で翌年度への繰越額は、総額1億7,358万8,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第35号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。  
10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の住民生活に光をそそぐ交付金とそれからきめ細かな交付金、それぞれ全部、限度額いっぱい交付されることになったのでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国からの配分内定をいただいた部分、全額の計上でございます。

（「はい、わかりました、いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第36号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第36号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。  
今回の補正予算の内容であります。去る3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震による大津波警報発令に伴い設置した災害対策本部における対応経費、及び被災者への見舞

金支給の追加補正でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,587万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1,561万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では1款1項、歳出では3款3項にわたって、それぞれ1,857万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

11款1項1目、1節地方交付税1,857万円の増。特別交付税1,857万円を加え、補正後額は2億1,857万円となるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて6ページ、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費147万円の増。東北地方太平洋沖地震大津波による床上浸水となった住宅被災者に対する厚岸町災害見舞金支給条例による災害見舞金の計上でございます。

次ページ、8款1項消防費、1目常備消防費169万円の増。釧路東部消防組合負担金として、大津波警報に対処した本部及び厚岸消防署員に支給する超過勤務手当分の増でございます。2目災害対策費106万6,000円の増。大津波警報に対処するために勤務した非常勤職員、臨時職員の超過勤務賃金、防疫・排水に要した消耗品費、給食センターで調理した炊き出し非常食の材料費、避難者に配付した毛布のクリーニング代の計上でございます。

10ページをお開きください。

12款1項1目給与費1,434万4,000円の増。大津波警報に対処するため勤務した正職員188人の超過勤務手当、及び嘱託職員47人の賃金支給分の計上でございます。

以上をもちまして、議案第36号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 災害見舞金の内訳と申しますか、災害の状況によって金額が違ってくるの

かなと思います。例えば、床上浸水だとか床下浸水とかそういった差とか、あるいは金額的に何件を見込んでいらっしゃるのか、その辺はいかがですか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） このたびの予算計上につきましては、厚岸町災害見舞金支給条例に基づく災害見舞金の支給の内容として、住宅被害に係る床上浸水ということになっております。その見込み件数でございますけれども、100件を見込みさせていただいております。

なお、内訳につきましては、単身世帯と2人以上の世帯と、そういう形になっておまして、単身世帯でおおよそ40世帯、その他60世帯を2人以上の世帯と、このような内容で計上させていただいております。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 金額的には、独身と世帯持ちとで違ってくるのではないかと思うんですが、金額的にどうです。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 失礼いたしました。金額については、単身世帯が1万円ございまして、2人以上の世帯は2万円という条例の規定になっているところでございます。

（「いいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、発議案第1号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。



職員の朗読を省略し、提出者である1番、音喜多議員に提案理由の説明を求めます。  
1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第1号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

現在、議員協議会の開催は、厚岸町議会会議規則第119条第2項において、議会運営委員会の意見を聞いて議長が招集することになっております。ご承知のように、本年5月1日から議会運営委員会の構成が全議員となりますが、議員協議会を開く場合に、従前どおり議会運営委員会の意見を聞くこととなると、会議を招集するに当たっても全員で協議することとなり、2度集まることとなります。このため、会議の円滑化を図り、スムーズな会議の招集を行うために、当該規定を議会運営委員会委員長の意見を聞くことをもって、議長が招集することに改めようとするものであります。

お手元に配付の新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

下線をつけている部分の改正であります。

議会運営委員会の文言を、議会運営委員会委員長に改めるものでございます。

なお、施行日を議会運営委員会の構成が全員となる本年5月1日とするものであります。

以上、簡単な説明であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第7、意見書案第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

（職員朗読 省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります1番、音喜多議員に提案理由の説明を求めます。  
1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま議題となりました意見書案第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書案について、提出者の私より、ごく簡潔に提案説明をさせていただきます。

提案の求めるところは、ただいま議会事務局から朗読いただきました意見書案の内容の要請に尽きるものであります。あえて申し上げるならば、当町においても医師確保に相当苦勞されていることは、議員各位十分ご承知のところであります。今後とも町民の命と健康を守るために、医師の確保は当町にとっては重大な使命であります。

よって、国、地域医療を担う医師を確保するとともに、その医師を育てる体制を構築するよう求めるものであります。

議員各位のご賛同により、ご承認くださるようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第8、各特別委員会調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、各特別委員会が閉会中に実施した付託事件の調査報告書が今般各委員長から提出されております。

各委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本報告書のとおり、了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。  
私どもの議員の任期であります4月30日までの議会閉会中の所管事務調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。  
各委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。  
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。
- 議長（南谷議員） ここで、町長から、あいさつを求められておりますので、これを許します。  
町長。
- 町長（若狭町長） 議員各位に対し、一言お礼を兼ねごあいさつを申し上げます。  
去る3月2日から開会いたしました厚岸町議会第1回定例会におきまして、議員各位には連日かつ長時間にわたって本会議、並びに委員会を通じて慎重なご審議をいただき、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。  
本会議、あるいは委員会を通じ種々承りました議員各位のご意見等につきましては、今後の町政執行に当たり、でき得る限りご要望に添うべく努力をさせていただきます。  
さて、在任中数多くの功績を残されました議員各位の任期も間近に迫ってまいりました。月日に関守なしとは申しますが、時の過ぎゆくのはまことに早いもので、既に4年がたとうとしております。この4年間は、本町にとって多くの苦難の連続でありましたが、議員各位の絶大なるご協力によりまして、厚岸町政は多くの進展を見ることができましたと思っております。これは町民の皆さんの町政に対する深い関心とご協力によるものであります。特に議員各位が町民のための町政を実現させるために、寝食を忘れ、精魂を尽くしてくれたおかげであり、これまで歴代の議会にすぐるとも劣らない充実したものであったことは、地方自治を理解し、つかさどるものの等しく認めるところであり、議員各位のご功績は、我が厚岸町政史上に絶えることなく残されていくことと思っております。  
議員各位におかれましては、引き続き町議選に立起される方々も多いと伺っておりますが、こぞって勝利の栄冠を勝ち取られ、再び町政の発展に寄与されますことを心からお祈りを申し上げます。  
また、今期限りで勇退される皆さんには、これまでの町政へのご尽力、ご功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げるとともに、今後とも町政の推進にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。  
この4年間、議員各位の私にお寄せくださいました数々のご支援とご鞭撻に対し、改めて厚くお礼を申し上げます。  
結びに、皆さんの一層のご健勝をお祈りいたしまして、ごあいさつとさせていただきます、まことにありがとうございました。（拍手）

●議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成23年厚岸町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員